

秋田県農業信用基金協会・JAマイカーローン

1. ご利用になれる方	<p>(1)当JAの組合員の方。</p> <p>(2)お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。ただし、20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。</p> <p>(3)前年度税込年収が200万円以上(正組合員の方は150万円以上)ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします)。</p> <p>(4)JAマイカーローン(信販保証等を含む)の返済実績が2年以上あり、少なくとも過去1年以上延滞のない方、または2年以上返済実績があり、完済後2年以内の方については、前年度税込年収150万円以上である方。ただし、農業者以外で、前年度税込年収が150万円以上200万円未満の方は、前回申込時の前年度税込年収以上の年収がある方(以下リピーター型という)。</p> <p>(5)原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。</p> <p>(6)生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること)。</p> <p>(7)当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>(8)その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
2. 資金用途	<p>ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金(借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。)が対象です。ただし、事業資金(営業用自動車等)は除きます。</p> <p>(1)自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす(いずれも中古車を含む)のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。</p> <p>(2)自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>(3)運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>(4)カー用品(カーナビ等)のご購入資金。</p> <p>(5)車庫建設のためのご資金(建設費が100万円以内のものとして)。</p> <p>(6)他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。(但し、リピーター型は対象外とします)</p>
3. 融資金額	10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
4. 融資期間	<p>6か月以上15年以内とします。</p> <p>ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内、または15年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。</p>
5. 融資方法	証書貸付
6. 返済方法	<p>返済方法は、以下のいずれかから、ご選択いただけます。</p> <p>(1)元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とします。</p> <p>(2)返済方式は以下の通りです。</p> <p>① 毎月返済方式</p> <p>② 年2回返済方式(専業農業者の方に限ります)</p> <p>③ 年1回返済方式(専業農業者の方に限ります)</p> <p>④ 特定月増額返済方式</p> <p>・毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式です。</p> <p>・特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。</p>
7. 連帯保証人	当JAが指定する保証機関(秋田県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
8. 徴求書類	<p>(1)所得証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者…源泉徴収票又は給与証明書 ・自営業者…納税証明書その2または確定申告書(写) ・農業者…確定申告書(写)またはJA発行の所得証明書も可 <p>(2)本人確認資料…運転免許証又は健康保険証(写)</p> <p>(3)勤務地の確認資料…健康保険証の写し</p> <p>(4)使途証明書…見積書又は売買契約書又は注文書(写)</p> <p>(5)〈借換の場合〉利用中のマイカーローンに関する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還表等の返済明細表(写) ・残高証明書(返済明細書で確認できる場合は不要) ・通帳等直近6ヶ月以内の返済状況を証する証(写) <p>(6)その他、必要となる書類</p>